

URP15-076

IAJapan 認定シンボルの使用及び 認定の主張等に関する方針

(第76版)

20230年 X8月 XX25日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目 次

1. 目的	4
2. 適用範囲	4
3. 引用規格、規程等	4
4. 用語の説明	5
4.1 IAJAPAN 認定機関ロゴ	5
4.2 認定シンボル	5
4.3 相互承認マーク(ILAC MRA マーク、IAF MLA マーク)	6
4.4 認定識別	7
4.5 MRA/MLA 組み合わせ認定シンボル	8
4.6 清刷	1110
5. 認定シンボルの使用・管理及び認定の主張等に関する方針及び手順	1610
5.1 一般	1610
5.2 認定シンボルの使用・管理に関する方針	17
5.2.1 基本事項	17
5.2.2 認定シンボルに関する使用制限	1711
5.2.3 報告書等での使用について	1811
5.2.4 広告物での使用について	1912
5.2.5 分野別注意事項	20
6. 第三者による認定シンボルの不正使用及び苦情	2113
7. 認定事業者による認定シンボルの不正な使用に対する処置	2113
8. 認定シンボル及び認定事業者のロゴマークとの組み合わせの監視	2213
8.1 適切な利用の監視	2213
8.2 不正発覚時の対応	22
9. 認定の取消し、一時停止及び認定範囲の縮小にかかる認定シンボルの使用及び認定の地位の表明について	2214
9.1 認定を取消した場合	2214
9.2 認定の一時停止の場合	2214
9.3 認定範囲の縮小の場合	2214
10. 規程の管理部署	2314
附則	2314
1. 目的	5

—5

3. 引用規格、規程等	5
4. 用語の説明	6
4.1 IAJAPAN 認定機関ロゴ	6
4.2 認定シンボル	6
4.3 相互承認マーク(ILAC MRA マーク、IAF MLA マーク)	6
4.4 MRA/MLA 組み合わせ認定シンボル	7
4.5 認定識別	7
4.6 清刷	7
5. 認定シンボルについて	7
5.1 基本事項	7
5.2 認定プログラム、適合性評価機関の種別ごとの認定識別	8
6. 認定シンボルの使用・管理及び認定の主張等に関する方針及び手順	12
6.1 一般	12
6.2 認定シンボルの使用・管理に関する方針	12
7. 第三者による認定シンボルの不正使用	15
8. 第三者からの苦情	15
9. 認定事業者による認定シンボルの不正な使用に対する処置	15
10. 認定事業者の顧客に対する注意喚起	15
11. 認定シンボル及び認定事業者のロゴマークとの組み合わせの監視	15
12. 認定の取消し、一時停止及び認定範囲の縮小にかかる認定シンボルの使用及び認定の地位の表明について	16
附則	16

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針

1. 目的

本方針は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下「IAJapan」という。）によって認定された試験事業者、校正事業者、標準物質生産者及び製品認証機関（以下「認定事業者」という。）が、発行する試験報告書、校正証明書、標準物質認証書及び認証書（以下「報告書等」という）及びその他の文書、媒体において IAJapan の認定シンボルの適切な使用及び認定の地位の表明を管理するための方針、並びに認定シンボルの管理に関する IAJapan の方針及び手順を定める。

2. 適用範囲

この文書は次の認定プログラムに適用する。

- (1) 計量法に基づく校正事業者登録制度・認定プログラム（以下「JCSS」という。）
- (2) 産業標準化法に基づく試験事業者登録制度・認定プログラム（以下「JNLA」という。）
- (3) 製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）

3. 引用規格、規程等

この文書では、次に掲げる規格、規程等を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。

[認定様式集\(UF01\)](#)

JCSS 登録及び認定の一般要求事項(JCRP21)

JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)

ASNITE 試験事業者 認定の一般要求事項(TERP21)

[ASNITE 試験事業者\(環境\) 認定の一般要求事項\(ENRP31\)](#)

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項(TIRP21)

ASNITE 校正事業者 認定の一般要求事項(CARP21)

ASNITE 標準物質生産者 認定の一般要求事項(RMRP21)

ASNITE製品認証機関 認定の一般要求事項(PCRP21)

JIS Q 17000:202295(ISO/IEC 17000:202004) 適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 17011:2018(ISO/IEC 17011:2017) 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する要求事項

[IAF/ILAC A5:11/2013 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements \(Arrangements\): Application of ISO/IEC 17011:2004 \(2020年11月まで\)](#)

IAF/ILAC A3:01/2018 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements

(Arrangements): Template report for the peer evaluation of an Accreditation Body based on ISO/IEC 17011:2017

IAF ML2:2016 General Principles on the use of the IAF MLA Mark (Issue 3)

IAF Resolution 2018-13 Non-Accredited Product Certification where the CAB is accredited for the same scope

ILAC-P8:03/2019 ILAC Mutual Recognition Arrangement (Arrangement) : Supplementary Requirements for the Use of Accreditation Symbols and for Claims of Accreditation Status by Accredited Conformity Assessment Bodies

ILAC-R7:05/2015 Rules for the Use of the ILAC MRA Mark

4. 用語の説明

この文書では、ISO/IEC 17000及び関連する認定プログラムの一般要求事項で定義される用語を適用するほか、次の用語を定義し適用する。

4.1 IAJapan 認定機関ロゴ

IAJapanが認定機関としての識別に用いるものであり、単独での使用がIAJapanに限られるロゴ。国内商標登録及び国際登録で保護されており、IAJapanが発行する認定証等に認定機関のロゴとして表記する。

IAJapan認定機関ロゴを図1に示す。



図1 IAJapan認定機関ロゴ
(国内商標登録:登録第5745621号)
(国際登録番号:1264278)

4.2 認定シンボル

認定事業者がその認定の地位を示すことに用いるために、IAJapanによって交付されるシンボル。4.1で規定される認定機関ロゴに、4.45で定める認定識別を加えた一体のもので構成される。認定シンボルには認定機関ロゴと同じデザインの図柄を含むため、同図柄の下に、“Accredited”(“認定されている”旨を示す)、及び認定された適合性評価機関の種別ごとの認定識別を付した一体の表示をするものとする(図2及び図3参照)。
なお、法令で標章が定められている認定プログラムについては、標章と認定シンボルを組み合わせたものを指す。



図2 認定シンボル例



図3 ASNITE 製品認証機関の認定シンボル

4.3 相互承認マーク(ILAC MRA マーク、IAF MLA マーク)

国際試験所認定協力機構(International Laboratory Accreditation Cooperation: 略称ILAC、以下「ILAC」という。)又は国際認定フォーラム(International Accreditation Forum, Inc.: 略称IAF、以下「IAF」という。)が、国際相互承認(MRA/MLA)の参加メンバーにその使用を認めている相互承認マーク。ILAC MRAマークはILAC-R7文書、IAF MLAマークはIAF ML2文書でマークのデザイン、カラー、使用ルール等が規定され、国際商標登録されている。相互承認マークは、ILAC又はIAFから電子的画像データとしてIAJapanに提供される。図4-2にILAC MRAマークを示す。ILAC MRAマークはBlue version の他、Black versionがある。また、図5-3にIAF MLAマークを示す。



図4-2 ILAC MRA マーク(Blue version)
(国際登録番号:840857)



図5-3 IAF MLA マーク
(国際登録番号:0848938)

4.4 認定識別

認定識別は、認定された適合性評価機関の種類に応じて、認定プログラムの名称と認定事業者に付与される固有の番号の組み合わせと付加情報の組み合わせで表記される。

(1) JCSS の場合

認定識別は、その頭に“JCSS”を付し、0010 から始まる 4 桁の番号と次に示す付加情報の組み合わせとする。

① 校正機関として認定 : Calibration

② 標準物質生産者として認定 : RMP

(2) JNLA の場合

認定識別は、その頭に“JNLA”を付した後に西暦の下 2 桁の番号を付し(ただし、1997～1999 年は Z7～Z9 とする。)、更に、0100 から始まる 4 桁の番号を用いて次の例により付し、事務所の所在する国名コードを JIS X 0304 に従って 2 桁で付し、最後に付加情報として“Testing”を付す。なお、西暦を表す数字は発行日に基づく。

【例】1997 年に日本国内に所在する事務所に対して本制度に基づいて1番目に認定した試験事業者の認定識別は「JNLA Z70101JP Testing」とする。

(3) ASNITE の場合

認定識別は、その頭に“ASNITE”を付し、0001 から始まる 4 桁の番号と次に示す認定された分野の付加情報の組み合わせとする。

① 校正機関として認定 : Calibration

② 試験所として認定 : Testing

③ 標準物質生産者として認定 : RMP

④ 製品認証機関として認定 : Product

また、同一適合性評価機関が同一認定分野において異なるマネジメントシステムを運営している場合、上述の識別に任意の識別文字を追加して、これを付加情報として適合性評価機関を識別する。

(例: Calibration-phy、Calibration-che)

認定プログラム、適合性評価機関の種別ごとの認定識別と対応する国際・地域相互承認は表1のとおり。

表1

<u>認定プログラム (対象適合性評価機関)</u>	<u>認定識別の表記</u>	<u>対応する国際・地域相互承認</u>
<u>JCSS(校正事業者)</u>	<u>JCSS 0000 Calibration</u>	<u>ILAC MRA</u>
<u>JCSS(標準物質生産者)</u>	<u>JCSS 0000 RMP</u>	<u>ILAC MRA</u>
<u>JNLA(試験事業者)</u>	<u>JNLA 000000 XX Testing</u> (00 は西暦の下 2 桁、XX は 国名コード、日本は JP)	<u>ILAC MRA</u>
<u>ASNITE(試験事業者)</u>	<u>ASNITE 0000 Testing</u>	<u>ILAC MRA</u>
<u>ASNITE(校正事業者)</u>	<u>ASNITE 0000 Calibration</u>	<u>ILAC MRA</u>
<u>ASNITE(標準物質生産者)</u>	<u>ASNITE 0000 RMP</u>	<u>ILAC MRA</u>
<u>ASNITE(製品認証機関)</u>	<u>ASNITE 0000 Product</u>	<u>IAF MLA</u>

4.54_MRA/MLA 組み合わせ認定シンボル

MRA/MLA組み合わせ認定シンボルとは、ILAC又はIAFの相互承認マークの使用ルールに基づき、相互承認マークと認定シンボルとを組み合わせたシンボルをいう。認定事業者は、認定取得後に自らが発行する報告書等にMRA/MLA組み合わせ認定シンボルを使用することができる。IAJapanは、ILAC又はIAFとの取り決めにより、MRA/MLA組み合わせ認定シンボルについて認定事業者の使用を許可する権利が与えられている。

IAJapanと認定契約を締結した認定事業者が使用できる認定シンボル及びMRA/MLA組み合わせ認定シンボルの使用例を図6から図12に示す。(図内数値は寸法比を表す)



図6 JCSS/ILAC-MRA 組み合わせ認定シンボル



図7 JNLA/ILAC-MRA 組み合わせ認定シンボル

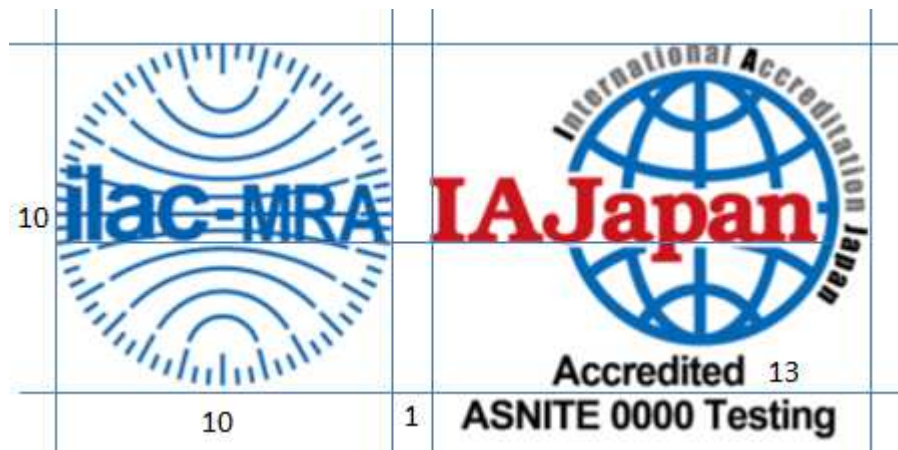


図8 ASNITE/ILAC-MRA 組み合わせ認定シンボル(ASNITE 試験事業者の例)



図9 ASNITE/ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル(ASNITE 校正事業者の例)

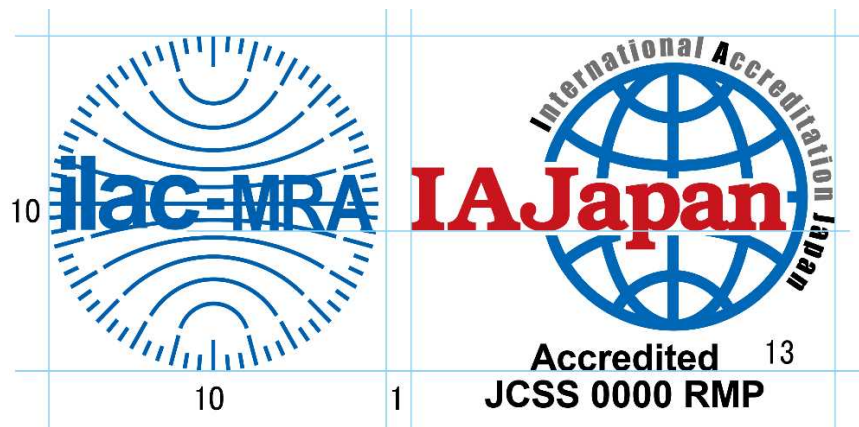


図10 JCSS 標準物質生産者の ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル

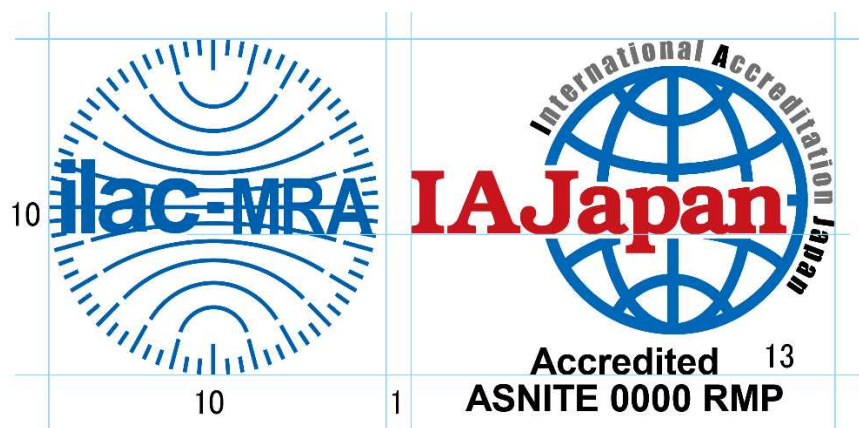


図11 ASNITE 標準物質生産者の ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル



図12 ASNITE/IAF MLA 組み合わせ認定シンボル(ASNITE 製品認証機関の例)

4.5 認定識別

認定識別は、認定された適合性評価機関の種類に応じて、認定プログラムの名称と認定事業者に付与される固有の番号の組み合わせと付加情報の組み合わせで表記される。

なお、認定識別の付し方については表1を参照。認定プログラム、適合性評価機関の種類ごとの認定識別と対応する国際・地域相互承認は表1のとおり。

表1

<u>認定プログラム (対象適合性評価機関)</u>	<u>認定識別の表記</u>	<u>対応する国際・地域相互承認</u>
<u>JCSS(校正事業者)</u>	<u>JCSS-0000-Calibration</u>	<u>ILAC-MRA</u>
<u>JCSS(標準物質生産者)</u>	<u>JCSS-0000-RMP</u>	<u>ILAC-MRA</u>
<u>JNLA(試験事業者)</u>	<u>JNLA-000000-XX-Testing</u> (00は西暦の下2桁、XXは国名コード、日本はJP)	<u>ILAC-MRA</u>
<u>ASNITE(試験事業者)</u>	<u>ASNITE-0000-Testing</u>	<u>ILAC-MRA</u>
<u>ASNITE(校正事業者)</u>	<u>ASNITE-0000-Calibration</u>	<u>ILAC-MRA</u>
<u>ASNITE(標準物質生産者)</u>	<u>ASNITE-0000-RMP</u>	<u>ILAC-MRA</u>
<u>ASNITE(製品認証機関)</u>	<u>ASNITE-0000-Product</u>	<u>IAF-MLA</u>

4.6 清刷

清刷とは、特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作

成された認定シンボル及びMRA/MLA組み合わせ認定シンボルの電子的画像データをいう。IAJapanは、清刷の原本を管理し、認定証の発行後に認定事業者に清刷を電子的画像データで提供する。

5. 認定シンボルについて

5.1 基本事項

~~認定シンボルには認定機関ロゴと同じデザインの図柄を含むため、同図柄の下に、“Accredited”（“認定されている”旨を示す）、及び認定された適合性評価機関の種別ごとの認定識別を付した一体の表示をするものとする。~~

5.2 認定プログラム、適合性評価機関の種別ごとの認定識別

5.2.1 認定識別の付し方は次のとおりである。

(1) JNLA の場合

認定識別は、その頭に“JNLA”を付した後に西暦の下2桁の番号を付し(ただし、1997～1999年はZ7～Z9とする。)、更に、0100から始まる4桁の番号を用いて次の例により付し、事務所の所在する国名コードをJIS X 0304に従って2桁で付し、最後に付加情報として“Testing”を付す。なお、西暦を表す数字は発行日に基づく。

【例】1997年に日本国内に所在する事務所に対して本制度に基づいて1番目に認定した試験事業者の認定識別は「JNLA Z70101JP Testing」とする。

(2) JCSS の場合

認定識別は、その頭に“JCSS”を付し、0010から始まる4桁の番号と次に示す付加情報の組み合わせとする。

—① 校正機関として認定—————: Calibration

—② 標準物質生産者として認定———: RMP

(3) ASNITE の場合

認定識別は、その頭に“ASNITE”を付し、0001から始まる4桁の番号と次に示す認定された分野の付加情報の組み合わせとする。

—① 校正機関として認定—————: Calibration

—② 試験所として認定—————: Testing

—③ 標準物質生産者として認定———: RMP

—④ 製品認証機関として認定—————: Product

また、同一適合性評価機関が同一認定分野において異なるマネジメントシステムを運営している場合、上述の識別に任意の識別文字を追加して、これを付加情報として適合性評価機関を識別する。

—(例: Calibration=phy、Calibration=che)

5.2.2 ~~認定プログラム、適合性評価機関の種別ごとの認定識別と対応する国際・地域相互承認は表1のとおり。~~

表1

認定プログラム (対象適合性評価機関)	認定識別の表記	対応する国際・地域相互承認
JCSS(校正事業者)	JCSS 0000 Calibration	ILAC-MRA
JCSS(標準物質生産者)	JCSS 0000 RMP	ILAC-MRA
JNLA(試験事業者)	JNLA 000000 XX Testing (00は西暦の下2桁、XXは 国名コード、日本はJP)	ILAC-MRA
ASNITE(試験事業者)	ASNITE 0000 Testing	ILAC-MRA
ASNITE(校正事業者)	ASNITE 0000 Calibration	ILAC-MRA
ASNITE(標準物質生産者)	ASNITE 0000 RMP	ILAC-MRA
ASNITE(製品認証機関)	ASNITE 0000 Product	IAF-MLA

5.3 認定シンボルの使用例

IAJapanと認定契約を締結した認定事業者が使用できる認定シンボル及びMRA/MLA組み合わせ認定シンボルの使用例を図4から図11に示す。(図内数値は寸法比を表す)



図4 JCSS/ILAC-MRA 組み合わせ認定シンボル



図5 JNLA/ILAC-MRA 組み合わせ認定シンボル



図6 ASNITE/ILAC-MRA 組み合わせ認定シンボル(ASNITE 試験事業者の例)



図7 ASNITE/ILAC-MRA 組み合わせ認定シンボル(ASNITE 校正事業者の例)

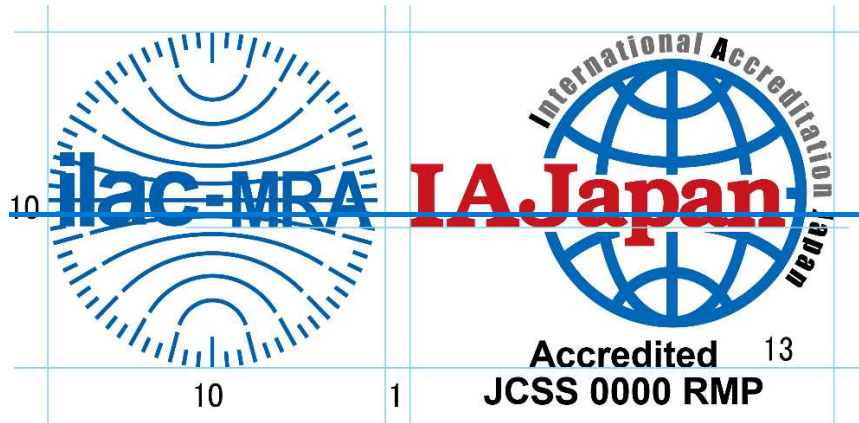


図8 JCSS 標準物質生産者の認定シンボル

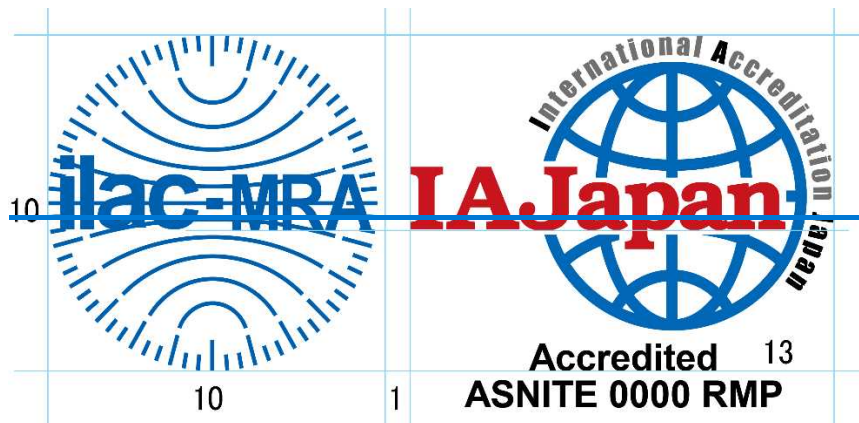


図9 ASNITE 標準物質生産者のシンボル



図10—ASNITE/IAF MLA 組み合わせ認定シンボル(ASNITE 製品認証機関の例)



図11—ASNITE 製品認証機関の認定シンボル

以降、特段の断りがない限り、「認定シンボル」とは 4.2 認定シンボル及び 4.5 MRA/MLA 組み合わせ認定シンボルの総称とする。

56. 認定シンボルの使用・管理及び認定の主張等に関する方針及び手順

56.1 一般

IAJapan は、認定事業者による認定シンボルの使用及び認定の主張等に関し、本方針を定め、公開する。IAJapan は本方針を各認定スキームの一般要求事項で言及することにより、認定事業者に遵守させるものとする。

IAJapan は、認定事業者が報告書等並びにインターネット、パンフレット、広告又はその他の文書等で認定シンボルの使用及び認定の主張等を希望した場合、その使用及び地位の表明の方法等を確認し、本方針に適合していることを確認した上で、認定事業者の認定シンボルの使用及び認定の地位の表明を許可する。

IAJapan は、認定事業者が認定の範囲内で発行する報告書等に認定シンボルを使用し、及び/又は認定の地位を表明する場合は事前に様式を確認の上、許可する。

なお、製品認証機関においては、認定を受けている範囲の認証書を発行する場合は、その認証書に認定シンボル又は認定の地位の表明を必ず含めなければならない。

(IAF Resolution 2018-13)

~~認定事業者は、報告書等への認定シンボルの付記及び認定の地位の表明の方法、並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における認定シンボルの使用及び認定の引用方法についての管理方針を持たなければならない。~~

5.6.2 認定シンボルの使用・管理に関する方針

認定事業者は、本方針に従い、報告書等への認定シンボルの付記及び認定の地位の表明認定の地位の表明の方法、並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における認定シンボルの使用及び認定の引用方法についての管理方針を持たなければならない。

~~IAJapanは、認定事業者が認定の範囲内で発行する報告書等に認定シンボルを使用し、及び／又は認定の地位を表明する場合は事前に様式を確認の上、許可する。なお、製品認証機関においては、認定を受けている範囲の認証書を発行する場合は、その認証書に認定シンボル又は認定の地位の表明を必ず含めなければならない。~~

~~(IAF Resolution 2018-13)~~

5.2.1 基本事項

- ・認定事業者は、認定契約書を締結した後に IAJapan から提供される認定シンボルの清刷（画像データ）を適切に管理すること。
- ・認定事業者が認定シンボルを使う場合は、必ずIAJapanが提供した清刷の複製を用いることとし、分解、組み替え等を行ってはならない。また、他の文書等にある認定シンボルのコピーを使用してはならない。
- ・認定事業者が認定シンボルを単一色で使用する場合は、使用する色は黒とすること。
- ・認定事業者が認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合、与えられた清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。
- ・認定事業者は、認定シンボルを通常の水平方向で使用し、回転させてはならない。
- ・認定事業者は、IAJapanが提供した状態よりも画像を劣化させる改変（例えば、清刷の解像度を低めるなど）を行ってはならない。
- ・認定事業者は、認定シンボルを文字が読み取れる程度の大きさで使用すること。また、認定シンボルが識別できないような背景で使用してはならない。

5.2.2 認定シンボルに関する使用制限

- ・認定事業者以外（申請者含む）は IAJapan に断りなく認定シンボルを使用してはならない。
- ・認定事業者及びその事業者が所属する法人は、認定範囲を明確にした上で、認定シンボルを使用しなければならない。
- ・認定事業者は、業務を下請負に出している場合、その結果が認定要求事項に適合していることが確認できない限り、認定シンボルを使用してはならない。
- ・認定事業者は、認定を辞退した又は取り消された場合、以降は認定シンボルを使用してはならない。また、それにより影響を受ける顧客に不当に遅滞なく通知しなければならない。

5.2.3 報告書等での使用について

~~6.2.1 認定事業者は、認定証の発行後にIAJapanから提供される認定シンボルの清刷(画像データ)を適切に管理し、清刷を元に認定事業者が使用する認定シンボルを複製、管理しなければならない。他の文書等にある認定シンボルのコピーを使用してはならない。~~

~~6.2.2 認定事業者は、認定シンボル付きの報告書等を発行する場合には、その様式(英語による報告書等の発行を希望する場合は、英語による様式を含む)を事前にIAJapanに届出なければならない。~~

~~6.2.3 認定事業者が認定の範囲内で発行する報告書等に認定シンボルを使用する場合は、製品、プロセス又はサービス(又はその一部)がIAJapanによって認証又は承認されたと暗示するような使用をしないこと。認定シンボルを使用する場合は、認定事業者の責任の下で発行されていることを明確にするため、認定事業者のロゴマーク又は事業者の明確な識別とともに使用し、認定シンボルを単独で使用してはならない。~~

~~認定事業者は、認定の範囲外で発行する報告書等では認定シンボルを使用してはならない。ただし、認定の範囲内の結果が一部でも含まれる場合は、認定範囲外のものと区別することで認定シンボルを使用できる。~~

認定事業者は、報告書等のカラーコピー等による複写は正本と紛らわしいため禁止されていることを、顧客に対して通知しなければならない。ただし、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求める等、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りでない。

~~5.2.4 広告物での使用について~~ ~~6.2.5 JCSS 及び ASNITE の標準物質生産者は、それぞれ図8及び図9の認定シンボルを使用すること。~~

~~6.2.6 認定事業者がMRA/MLA組み合わせ認定シンボルを単一色で使用する場合は、使用する色は黒とすること。~~

~~6.2.7 認定事業者が認定シンボルを印刷物、ウェブサイト等に使用する場合に、IAJapanが提供した清刷の複製を使用すること。~~

~~6.2.8 認定事業者が清刷を使用する場合は、IAJapanが提供した一体の状態で使用し、分解、組み替え等を行って使用してはならない。~~

~~6.2.9 認定事業者が認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合、与えられた清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。~~

~~6.2.10 認定事業者は、認定シンボルを通常の水平方向で使用し、回転させてはならない。~~

~~6.2.11 認定事業者は、IAJapanが提供した状態よりも画像を劣化させる改変(例えば、清刷の解像度を低めるなど)を行ってはならない。~~

~~6.2.12 認定事業者は、認定シンボルをILAC MRAの文字、IAJapanの文字及び認定識別が読み取れる程度の大きさとする。また、認定シンボルが識別できないような背景で使用してはならない。~~

5.2.4 広告物での使用について

~~6.2.13~~ 認定事業者は、印刷物の作成等のため印刷業者等にIAJapanが提供した清刷の複製を提供した場合、提供を受けた印刷業者等が認定事業者と同様に適切に清刷を管理することを確実にしなければならない。具体的には、転用の禁止や廃棄を確実にすること等を求める。

~~6.2.14~~ 認定事業者は、以下の1)～5)の条件を満たす場合に限り、広告物、パンフレット、その他の文書等に、5.で定める認定シンボルを使用及び認定を表明してよい。ただし、事前にIAJapanに照会し、承認を得なければならない。

- 1) 認定されている範囲を明確にし、誤解を招く又は正当でないとIAJapanが見なすような表明を行わないこと。
- 2) IAJapanによって直接的に製品が認証されている、または製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で認定されている旨の表明をしないこと。
- 3) IAJapanの信用や評判を落とすような方法で認定を表明しないこと。
- 4) 認定シンボルを使用せずに認定の地位を表明する場合には、認定事業者であること及び認定識別を明確にすること。
- 5) 誤解を防ぐために、可能な限り、認定シンボルについての説明を入れることが望ましい。

~~1) 認定シンボルは、認定シンボルを説明する文章の中で用いる。~~

~~2) 説明する文章の文字の大きさは、読みとれる大きさ以上とする。~~

~~注記：広告物、パンフレット、その他の文書等には次が含まれる。~~

- ~~・コミュニケーションツール(プレゼンテーションスライド、プレスリリース、公告等)~~
- ~~・認定事業者の文房具(宣伝用贈答品、カレンダー、書類ばさみ、ノート、名刺、謹呈用紙、FAX用紙、送り状、業務見積書等)~~
- ~~・イベントツールとディスプレイ(ポップアップバナー、スタンド、看板、ポスター等)~~
- ~~・オンラインアプリケーション(ウェブサイト、ニュースレター、電子メールの署名等)~~

以下に、広告物に名刺に認定シンボルを使用する場合の説明文の例を示す。

例1:

当社〇〇ラボは、国際MRA対応のASNITE認定事業者です。ASNITE XXXX YYYYは、当社〇〇ラボの認定識別です。”

また、広告物、パンフレット、その他の文書等に認定シンボルを使用する場合の説明文の

例を以下に示す。

例2:

当社は、ISO/IEC 17025 (ISO 17034, ISO/IEC 17065)を認定基準として用い、ISO/IEC 17011に従って認定スキームが運営されている製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)の下で認定されています。ASNITEを運営している認定機関(IAJapan)は、アジア太平洋認定協力機構(APAC)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認に署名しています。

当社〇〇ラボ(標準物質室、認証室)は、ISO/IEC 17025 (ISO 17034, ISO/IEC 17065)に適合した国際MRA対応のASNITE認定事業者です。ASNITE XXXX-YYYYは、当社〇〇ラボ(標準物質室、認証室)の認定識別です。ASNITEを運営するIAJapanがAPAC/ILAC/IAFの国際相互承認に署名していることにより、〇〇[試験/校正]結果の国際的な同等性が確保されています。

3) 認定され、かつ、認定された範囲内で実施する業務に限り認定の地位を表明すること。

注記: 広告物、パンフレット、その他の文書等には次が含まれる。

— ・コミュニケーションツール(プレゼンテーションスライド、プレスリリース、公告等)

— ・認定事業者の文房具(宣伝用贈答品、カレンダー、書類ばさみ、ノート、名刺、謹呈用紙、FAX用紙、送り状、業務見積書等)

— ・イベントツールとディスプレイ(ポップアップバナー、スタンド、看板、ポスター等)

— ・オンラインアプリケーション(ウェブサイト、ニュースレター、電子メールの署名等)

4) IAJapanの信用を落とすような、不評判を招くような方法で認定を表明しないこと。また、認定に関連して、誤解を招く又は正当でないとIAJapanが見なすような表明を行わないこと。

5) 認定シンボルを使用せずに認定の地位を表明する場合には、認定事業者であること及び認定識別を明確にすること。

6) 認定が取り消された場合又は認定にかかる事業を廃止した場合は、直ちにすべての認定の地位の表明をやめること。

7) IAJapanによって製品認証されている、または製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で認定の地位を表明しないこと。

8) 認定の地位の表明について、その内容を事前にIAJapanに照会し、承認を得ること。

9) 認定事業者が認定範囲外の適合性評価活動を実施している場合、認定事業者は、認定範囲外の活動による報告書等に認定されている旨を言及しない。

5.2.5 一分野別注意事項

・JCSS及びJNLAにあつては、登録事業者以外の標章の使用は認められていない。

6.2.15 認定事業者は、認定事業者の認定範囲に明確に含まれていない事務所又は部

~~署は、認定シンボルを使用してはならない。~~

~~6.2.16 認定事業者は、認定が一時停止した場合又は失効した場合（例えば、認定の取消し、認定の縮小）、一時停止又は失効した認定範囲について認定シンボルを継続して使用してはならない。また、それにより影響を受ける顧客に不当に遅滞なく通知しなければならない。~~

~~・ASNITE製品認証機関においては、認定を受けている範囲の認証書を発行する場合は、その認証書に認定シンボル又は認定の地位の表明を必ず含めなければならない。~~

~~(IAF Resolution 2018-13)~~

~~・6.2.4 ASNITE製品認証機関は、図3の認定シンボルを使用し、認定の範囲内であっても、製品認証機関が発行する認証書にIAF MLAマークを使用してはならない。~~

なお、ASNITE製品認証機関はIAF ML2に基づいたASNITE/IAF MLAマーク使用契約をIAJapanと取り交わし、当該契約を遵守した上で、ASNITE/IAF MLA組み合わせ認定シンボルを宣伝等で使用することができる。

67. 第三者による認定シンボルの不正使用及び苦情

- ~~・認定事業者は、第三者によって認定シンボルが不正に使用された場合は、IAJapanと密に連絡し、IAJapanが当該第三者に対し執るすべての処置について協力しなければならない。~~
- ~~・また、認定事業者が法的措置を起こすことを決定した場合は、IAJapanに書面により通知し承認を得なければならない。さらに、その後のいかなる法的措置においてもIAJapanが関与する機会を与えなければならない。~~

8. 第三者からの苦情

- ~~・認定事業者は、第三者からの認定シンボル使用に関するすべての苦情について、速やかにIAJapanに報告しなければならない。~~

79. 認定事業者による認定シンボルの不正な使用に対する処置

- ~~・認定シンボルの不正使用が発覚し、IAJapanから是正処置を要求された認定事業者は、可及的速やかに認定シンボルの使用を一時停止し、また、認定シンボルの使用再開のために必要な是正報告又は是正計画を定められた期限までにIAJapanに提出しなければならない。~~
- ~~・是正報告又は是正計画が提出されない場合、IAJapanは、認定シンボルの使用を取り消すとともに、認定の一時停止、取消しの措置に係る手続きを執る場合がある。~~

10. 認定事業者の顧客に対する注意喚起

~~10.1 認定事業者は、自身の顧客に対して、認定シンボルを顧客の製品、広告物等に使用してはならないことを徹底するよう注意喚起しなければならない。~~

~~特に、JCSS及びJNLAにあっては、登録事業者以外の標章の使用は認められていない。~~

~~10.2 認定事業者は、報告書等のカラーコピー等による複写は正本と紛らわしいため禁止されていることを、顧客に対して通知しなければならない。ただし、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りでない。~~

844. 認定シンボル及び認定事業者のロゴマークとの組み合わせの監視

844.1 適切な利用の監視

IAJapan は、認定シンボル及び認定シンボルと認定事業者のロゴマークとの組み合わせの使用状況並びに認定の地位の表明について、認定審査、再認定審査及び認定維持審査で確認するとともに、認定事業者のホームページ等を適宜確認し、適切な使用を維持する。

認定事業者は、自身の顧客に対して、認定シンボルを顧客の製品、広告物等に使用してはならないことを徹底するよう注意喚起し、適切な使用を維持する。

844.2 不正発覚時の対応

IAJapan は、認定機関ロゴ、認定シンボル及び認定シンボルと認定事業者のロゴマークとの組み合わせの使用状況について、第三者からの苦情等により不正使用が発覚した場合は、その重篤度に応じて不正使用をした者に対して、是正処置の要求、認定の一時停止及び取消し(該当する場合)、違反の公表並びに必要な場合は法的措置の措置を行う。

942. 認定の取消し、一時停止及び認定範囲の縮小にかかる認定シンボルの使用及び認定の地位の表明について

942.1 認定をの取消した場合

IAJapanは、認定事業者の認定を取り消した場合、その事業者に対して、取り消された範囲についての認定シンボルの使用及び認定要求事項への適合の表明、並びに認定の地位を表明することを認めない。

942.2 認定の一時停止の場合

IAJapanは、認定事業者の認定の一時停止をした場合、その認定事業者に対して、一時停止された認定範囲に関する認定シンボルの使用及び認定要求事項への適合の表明を認めないが、認定の地位を表明することは認める。ただし、認定の一時停止をした場合は、その事実についてIAJapanのホームページで公表する。

942.3 認定範囲の縮小の場合

IAJapanは、認定事業者の認定範囲を縮小した場合、その認定事業者に対して、縮小された範囲についての認定シンボルの使用及び認定要求事項への適合の表明、並びに認定の地位を表明することを認めない。

103. 規程の管理部署

本規程を管理する担当課は認定センター計画課認定企画室とする。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、[2015](#) [平成27](#)年 [4](#)月 [1](#)日より適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、[2016](#) [平成28](#)年 [4](#)月 [1](#)日より適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、[2019](#) [平成31](#)年 [1](#)月 [1](#)日より適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、[2019](#)[2019](#)年 [11](#)[11](#)月 [26](#)[26](#)日より適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、[2020](#)[2020](#)年 [1](#)月 [9](#)日より適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、[2020](#)[2020](#)年 [8](#)月 [25](#)[25](#)日より適用する。

[附則](#)

[\(施行期日\)](#)

[第1条](#) [この規程は、2023年X月XX日より適用する。](#)